

## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成22年 11月 17日

住所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏名 株式会社ミナミ  
代表取締役 南由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日	平成22年 11月 17日	許可番号	館福環-3278
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 : 木くずの破碎施設(移動式併用) 処理する産業廃棄物の種類 : 裏面のとおり		
設置場所	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番地1(駐機場)		
処理能力	処理能力: 453.2 t/日 kg/h 処理方式:	(m <sup>3</sup> /日) (m <sup>3</sup> /h)	日稼動時間: 8 時間
許可の条件			
規則第11条第8項 の規定による許可証 の提出の有無	有・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当所に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 (詳細は平成22年11月17日付け 館福環-3278 秋田県大館保健所長通知による。)		
	(教示) この許可に不服がある場合は、この許可があつたことを知った日の翌日から 起算して、60日以内に環境大臣に対して審査請求することができます。		

## (取り扱うことができる産業廃棄物の種類)

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	×	×	ゴムくず	×	×
汚泥	×	×	金属くず	×	×
廃油	×	×	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	×	×
廃酸	×	×	鉛さい	×	×
廃アルカリ	×	×	がれき類	×	×
廃プラスチック類	×	×	動物のふん尿	×	×
紙くず	×	×	動物の死体	×	×
木くず	○	×	ばいじん	×	×
繊維くず	×	×	政令第2条第13号廃棄物	×	×
動植物性残渣	×	×			
自動車等破碎物	×	×	廃容器包装	×	×
廃プリント配線板	×	×	廃プラウン管	×	×
鉛蓄電池の電極の不要物	×	×	廃石膏ボード	×	×
鉛製の管又は板の不要物	×	×			
石綿含有廃棄物					

## (取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類)

番号	特別管理産業廃棄物区分	取扱	注釈						
1	令第1号	×	廃油(揮発油類、経由類及び灯油類に該当するもの)						
2	令第2号	×	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)						
3	令第3号	×	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)						
4	令第4号		感染性廃棄物						
		枝番	01 02 03 04 05 06 07 08 09						
		種類	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラ ゴムくず 金属くず ガラスくず 政令第2条						
		取扱	×	×	×	×	×	×	×
5	イ 令第5号イ	×	(廃PCB等)						
5	ロ 令第5号ロ	×	(PCB汚染物)						
5	ハ 令第5号ハ	×	(PCB処理物)						
5	ヘ 令第5号ヘ	×	(廃石綿等)						
5	令第5号ニ、ホ及びト～セ	枝番	a b c d e f g h						
		枝番	燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 鉛さい ばいじん 指定下水汚泥						
1	アルキル水銀化合物	×	×	×	×	×	×	×	
2	水銀又はその他化合物	×	×	×	×	×	×	×	
3	カドミウム又はその化合物	×	×	×	×	×	×	×	
4	鉛又はその化合物	×	×	×	×	×	×	×	
5	有機燐化合物	×	×	×	×	×	×	×	
6	六価クロム化合物	×	×	×	×	×	×	×	
7	砒素又はその化合物	×	×	×	×	×	×	×	
8	シアン化合物	×	×	×	×	×	×	×	
9	PCB	×	×	×	×	×	×	×	
10	トリクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	
11	テトラクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	
12	ジクロロメタン	×	×	×	×	×	×	×	
13	四塩化炭素	×	×	×	×	×	×	×	
14	1,2-ジクロロエタン	×	×	×	×	×	×	×	
15	1,1-ジクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	
17	1,1,1-トリクロロエタン	×	×	×	×	×	×	×	
18	1,1,2-トリクロロエタン	×	×	×	×	×	×	×	
19	1,3-ジクロロプロペン	×	×	×	×	×	×	×	
20	チラム	×	×	×	×	×	×	×	
21	シマジン	×	×	×	×	×	×	×	
22	チオベンカルブ	×	×	×	×	×	×	×	
23	ベンゼン	×	×	×	×	×	×	×	
24	セレン又はその化合物	×	×	×	×	×	×	×	
25	ダイオキシン類	×	×	×	×	×	×	×	
26									
27									
28									
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん						
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの						
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び当該を処分のため処理したもの						
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)						
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)						
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)						

【備考】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものをしめす。